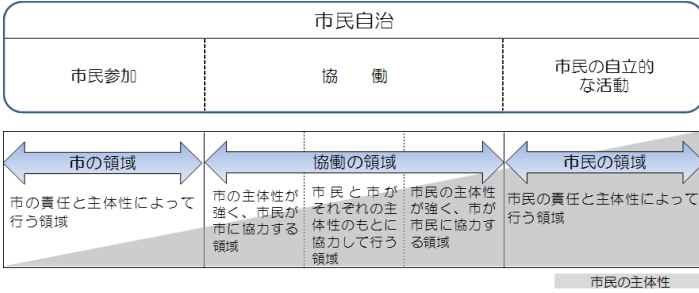


千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	修正
1	<p>市が公開している「千葉市市民参加・協働実施計画」は市の施策の単なる羅列であり、必要な情報を得にくい。</p> <p>これにもっと市民が容易に必要な情報を得られるような工夫をし、市民参加や協働への「入りやすい入口」を用意しなければ、市の施策が市民に情報として届かず、参加者は増えるはずもない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、条例案に直接関連しませんが、貴重なご意見として今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>	—
2	<p>市には問題の原因にばかり目を向けることや、体裁を整えるだけに終わるのではなく、市民活動がうまくいくための「触媒」として何が出来るかを考えてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、条例案に直接関連しませんが、貴重なご意見として今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>	—
3	<p>パブリックコメント手続の手法そのものに疑問を感じる。市民は、提出された意見に対する市の回答を見て「市は『市民の意見を聴かなかつたわけではない』という形をとりたいたいのだろう」と思うのではないか。</p> <p>本当に市民に意見を出してもらい、アイデアを抽出し、市民の参加意識を呼び起こす気があるのなら、双方向に会話形式で意見を出せる、市長のツイッター版対話会のような手法をとるべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、条例案に直接関連しませんが、貴重なご意見として今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>	—
4	<p>市民活動のプレーヤーとして地域運営委員会に非常に期待している。</p> <p>この委員会の取組みとして、市民活動をしている或いはこれから活動したいという人や団体をマッチングする場を設けてはどうか。地域にどんなプレーヤーがいるのかを知るだけでも価値がある。</p> <p>また、委員会というネーミングは何か役割をやらなければならない「やらされ感」を感じる。上記の取組みもふまえ、「地域運営相談会」などの方が良いかもしれない。</p>	<p>組織の名称については、地域の課題についての調査や協議にとどまらず、自らその解決への具体的な取組みを実行していくための組織であることから、「地域運営委員会」としています。</p> <p>なお、地域運営委員会の活動がやらされ感のない、自主的・主体的なものとなるよう取り組んで参ります。</p>	—
5	<p>新条例による市民自治の推進に大いに期待している。</p> <p>まず、市民参加を促す手法として「これぐらいなら参加できる」という小さなファーストステップを作るのが重要だと考える。</p> <p>例えば、「こども110番のいえ」と協力し、専用の端末やアプリケーション等を活用して子どもの見守り事業をしてはどうか。簡単に地域の防犯性や安全性が向上するだけでなく、市民が「地域を良くすることに参加している」と感じられることが、次への市民参加、市民自治に進む力になる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、条例案に直接関連しませんが、貴重なご意見として今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>	—

千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	修正
6	<p>資料2ページ上部の図について 「市民参加」は市の領域として市の全体性が全て、一方で「市民の自立的な活動」は市民の領域として市民の主体性が全てとなっている。 「市民自治によるまちづくり」においては、市の領域、市民の領域と主体性を完全に分けるのは難しく、図に記入したように、全ての領域で程度の差はあれ、両者が主体性を有するのではないか。</p> 	<p>市民自治の活動においては程度の差はあれ、市民と市が関与しながら取組みを進めていくものと認識しております。 今回公表した資料の図では、各領域において市民と市のどちらが責任と主体性を持つかという観点から分類しております。</p>	—
7	<p>第2条(7)について 行政の考え方では、地域運営委員会の定義は「地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるための組織」となるのだろうが、地域住民目線では、このような考え方は受け入れにくいのではないかと。地域運営委員会の設立が進み、第7条の役割との整合性を取る上でも、例えば「地域の課題解決を図り、自分たちの地域をより良くするために活動する組織」のような考え方を入れた方が良いのではないかと。</p>	<p>地域の課題解決を図り、自分たちの地域をより良くするために活動するという役割を地域運営委員会は持っておりますが、定義においては、地域が高齢化の進展による担い手不足などの課題を抱える中で、「地域運営を持続可能とする体制づくりを進める」という目的を第一と考え、規定いたしました。</p>	—
8	<p>第2条(8)について 現在千葉市の小中学校はもとより、高校、大学まで地域連携を謳う学校は多く、千葉市でも、学術・文化等の向上・発展、活力あるまちづくりを推進するため、市内の大学及び短期大学と市民、企業、行政など地域との連携・協力を推進している。前文には「学校」が書かれているが、定義にも地域連携が進むよう「学校」を入れた方が良いのではないかと。</p>	<p>市民自治における学校の役割は、地域との調和や地域活動への協力など、企業と同様であることから、定義においては、学校は「事業者」に含まれます。</p>	—
9	<p>行政、市民に条例の趣旨が理解されるような取り組みをお願いしたい。 行政においては、出来るだけ多くの職員が改正条例に関する研修を受け、市民自治によるまちづくりが進むようお願いしたい。 市民に対しても、改正条例が周知されるような取組、例えば、市長による各区におけるタウンミーティング、子どもでも理解できるような冊子の作成等を検討されたい。</p>	<p>改正条例の制定後、逐条解説の作成等、効果的な周知方法を検討し、職員はもとより、市民の皆様のご理解が深まるよう取り組んで参ります。</p>	—